

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年11月11日（月）午後1時30分から午後2時05分まで

2. 開催場所 つくばみらい市役所 谷和原庁舎 2階 第1・2会議室

3. 出席者

農業委員（10人）

会 長	6 番	中 山 雅 史
会長職務代理	2 番	菊 地 典 夫
委 員	1 番	萱 橋 敏 男
委 員	3 番	中 山 茂
委 員	4 番	中 山 一 徳
委 員	5 番	海老原 茂
委 員	7 番	仲 井 一 人
委 員	8 番	文 藏 雄 嗣
委 員	9 番	岡 野 幸 雄
委 員	10 番	榎 田 実

農業委員会事務局職員（2人）

事 務 局 長	千 葉 裕 康
事務局長補佐	大久保慎太郎

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第2号	農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第3号	非農地証明発行可否について
議案第4号	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について（利用権設定）
議案第5号	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について（中間管理事業）
議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について
- ③制限除外の農地の移動届について

7. 会議の概要

1. 事務局（千葉事務局長）

定刻となりました。ただいまから令和6年11月のつくばみらい市農業委員会総会を開会します。

皆様にお願いがございます。携帯電話は、電源を切るか、マナーモードに切り替えますようお願いいたします。

早速、総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の2番「会長挨拶」中山会長よりご挨拶いただきます。中山会長よろしくをお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

大変お忙しい中、11月の定例総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

先週から急に寒さが厳しくなっておりますので、皆さん方には十分身体に注意して、仕事に励んで頂きたいと思っております。

最後になりますが、本日の総会は、議案6件と報告事項3件となっております。

皆様方の慎重な審議をお願いして、簡単ですが挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

1. 事務局（千葉事務局長）

ありがとうございました。本日の出席委員は農業委員10名全員出席でございます。委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は中山会長をお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

それでは、暫時議事を進めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

まず、議事日程の3番「議事録署名委員の選出」でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

1. 議長(中山会長)

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。議事録署名委員は、10番榎田委員、1番萱橋委員の2名にお願いしたいと思います。書記は事務局でお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局(大久保事務局長補佐)

議案第1号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は9件となっております。1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、[]字[]番[]、地目は登記、現況とも田、面積は[]m²の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は、[]字[]番[]、地目は登記、現況とも畑、面積は[]m²の小作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号3番、申請地は、[]字[]番[]、地目は登記、現況とも田、面積は[]m²の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号4番、申請地は、[]字[]番[]、地目は登記、現況とも田、面積は[]m²の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号5番、申請地は、[]字[]番[]、地目は登記、現況とも田、面積は[]m²、[]字[]番[]、地目は登記、現況とも田、面積は[]m²、[]字[]番[]、地目は登記、現況とも田、面積は[]m²、[]字[]番[]、地目は登記、現況とも田、面積は[]m²、[]字[]番[]、地目は登記、現況とも田、面積は[]m²、[]字[]番[]、地目は登記、現況とも田、面積は[]m²、合計9筆、[]m²の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号6番、申請地は、[]字[]番[]、地目は登記、畑、

現況、資材置場、面積は■■■■㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号7番、申請地は、■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■㎡、■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡、合計2筆、■■■■㎡の自作地、契約内容は贈与となっております。

続きまして受付番号8番、申請地は、■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号9番、申請地は、■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。8番文蔵委員よりお願いします。

1. 文蔵委員

1月1日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。当日は、中山会長、萱橋委員、私、事務局からは千葉事務局長、大久保事務局長補佐の5名で書類審査、現地調査の確認を行いました。

受付番号1番、地図は4ページになります。

申請地は、■■■■の■■■側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約140アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稻、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも田、1筆、■■■■㎡を規模拡大のため売買により譲り受け、水稻を作付する予定です。

続きまして受付番号2番、地図は5ページになります。

申請地は、■■■■の■■■側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約153アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稻、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも畑、1筆、■■■■㎡で、現在も譲受人が小作地として野菜の作付けを行っている農地を売買により譲り受けるものです。

続きまして受付番号3番、4番は譲受人が同一のため、一括して報告いたします。地図は6ページになります。

申請地は、[]の[]側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約457アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は3名で、水稻、麦、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも田、2筆、[]㎡を規模拡大のため売買により譲り受け、水稻を作付する予定です。

続きまして受付番号5番、地図は7ページになります。

申請地は、[]の[]側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約3,447アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は3名で、水稻、麦を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも田、9筆、[]㎡を規模拡大のため売買により譲り受け、水稻を作付する予定です。

続きまして受付番号6番、地図は8ページになります。

申請地は、[]の[]側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約5アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、畑、現況、資材置場、1筆、[]㎡を規模拡大のため売買により譲り受け、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号7番、地図は9ページになります。

申請地は、[]の[]側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請者は、新規就農者になります。

申請地は、登記、現況とも田、1筆、[]㎡、登記、現況とも畑、1筆、[]㎡、合計2筆、[]㎡を贈与により譲り受け、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号8番、地図は10ページになります。

申請地は、[]の[]側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、借入地約941アールを耕作しており、水稻、野菜を作付けする農地所有適格法人です。

申請地は、登記、現況とも畑、1筆、[]㎡を、事業拡大のため売買により譲り受け、野菜の作付けをする予定です。

続きまして受付番号9番、地図は11ページになります。

申請地は、[]の[]側になります。現地は、草刈等がされており、きれ

いに管理されている状態でした。

申請者は、新規就農者になります。

申請地は、登記、現況とも畑、1筆、 m²を売買により譲り受け、野菜を作付する予定です。

以上のことから、受付番号1番から受付番号9番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第1号受付番号1番についてご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号3番、4番は譲受人が同一でございますので、一括して審議します。受付番号3番、4番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号5番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号6番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号 7 番についてご質問のある方、挙手願います。
（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号 8 番についてご質問のある方、挙手願います。
（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号 9 番についてご質問のある方、挙手願います。
（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。
議案第 1 号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。
（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第 1 号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（中山会長）

続いて議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第 5 条の規定による転用許可申請は 5 件となっております。1 2 ページをご覧ください。

受付番号 1 番、申請理由は、建売住宅建築のための売買となっております。

申請地は、 字 番 、地目は登記、現況とも畑、面積は ㎡でございます。

続きまして受付番号 2 番、申請理由は、農業用倉庫建築のための使用貸借権設定となっております。

申請地は、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号 3 番、申請理由は、店舗建築のための売買となっております。

申請地は、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号 4 番、申請理由は、自己住宅建築のための売買となっております。

申請地は、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号 5 番、申請理由は、進入路整備のための売買となっております。

申請地は、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡、
■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■㎡、合計 2
筆、■■■■㎡でございます。説明は以上です。

1. 議 長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。1 番萱橋委員よりお願いします。

1. 萱橋委員

1 月 1 日、午前 8 時 4 0 分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第 1 号で文蔵委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号 1 番、地図は 1 4 ページになります。

申請地は、■■■■の■■側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請地の農地区分は、申請地からおおむね 3 0 0 メートル以内に関東鉄道常総線小絹駅の改札口があることから、第 3 種農地と判断いたします。

申請者は、申請地 1 筆、■■■■㎡を利用し、建売住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、関係法令との調整も行っており、建売住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号 2 番、地図は 1 5 ページになります。

申請地は、■■■■の■■側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地と判断いたします。

申請者は、申請地1筆、 m²を利用し、農業用倉庫を建築する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、農業用倉庫を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号3番、地図は16ページになります。

申請地は、 の 側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地と判断いたします。

申請者は、申請地1筆、 m²を利用し、調剤薬局を建築する計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、関係法令との調整も行っており、調剤薬局を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号4番、地図は17ページになります。

申請地は、 の 側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請地からおおむね500メートル以内に、「 」、「 」があることから第3種農地と判断いたします。

申請者は、申請地1筆、 m²を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号5番、地図は18ページになります。

申請地は、 の 側になります。

申請地の農地区分は、おおむね300メートル以内に、関東鉄道常総線 新守谷駅の改札口があることから第3種農地と判断いたします。

申請者は、申請地2筆、 m²を利用し、進入路を整備する計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、進入路を整備するための許可要件を満たして

いると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。まず、議案第2号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号4番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号5番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（中山会長）

続いて、議案第3号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第3号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。今月の非農地証明願は1件となっております。19ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡でございます。説明は以上です。

1. 議 長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。1番萱橋委員よりお願いします。

1. 萱橋委員

11月1日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で文蔵委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は20ページになります。

申請地は、■■■■の■■■■側になります。

今回提出されました受付番号1番につきましては、申請書類等の審査、現地調査をしたところ、平成14年9月以前から宅地として使用されておりました。

以上のことから、受付番号1番につきましては、茨城県が発行している農地法関係事務処理の手引き（農地転用関係）に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（中山会長）

ありがとうございました。書類審査及び現地確認の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第3号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第3号について、非農地証明を発行することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第3号は非農地証明を発行することに決定いたしました。

1. 議 長（中山会長）

続いて、議案第4号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第4号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について（利用権設定）」をご説明いたします。21ページの農用地利用集積等促進計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が56筆で、148, 103㎡、畑が11筆で、15, 803㎡、合計67筆、163, 906㎡です。貸し手が25人で、借り手が14人となります。

次に更新案件ですが、田が11筆で、28, 165㎡、畑が13筆で、11, 712㎡、合計24筆、39, 877㎡です。貸し手が8人で、借り手が7人となります。

合計では、田が67筆で、176, 268㎡、畑が24筆で、27, 515㎡、合計91筆、203, 783㎡です。貸し手が33人で、借り手が21人となります。

権利の設定開始は、令和6年11月25日、令和6年12月1日、令和7年1月1日、令和7年2月1日からとなります。

詳細につきましては、22ページから26ページの農用地利用集積等促進計画（案）一覧をご覧ください。説明は以上です。

1. 議 長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。25ページの受付番号78番から89番は2番菊地職務代理者、受付番号90番、91番は

6 番、私、中山が議事参与の制限となっております。

したがいまして、3 つに分けて審議を進めてまいります。

まず、受付番号 1 番から 7 7 番までについて審議いたします。ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (中山会長)

質問がないようですので採決いたします。議案第 4 号の受付番号 1 番から 7 7 番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (中山会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第 4 号の受付番号 1 番から 7 7 番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長 (中山会長)

続いて、受付番号 7 8 番から 8 9 番について審議いたします。2 番菊地職務代理者の退席をお願いします。

(菊地職務代理者退席)

1. 議 長 (中山会長)

それでは審議します。受付番号 7 8 番から 8 9 番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議 長 (中山会長)

質問がないようですので採決いたします。議案第 4 号の受付番号 7 8 番から 8 9 番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (中山会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第 4 号の受付番号 7 8 番から 8 9 番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。菊地職務代理者の復席

をお願いします。

(菊地職務代理者復席)

1. 議 長 (中山会長)

続いて、受付番号 90 番、91 番について審議いたしますが、6 番、私、中山が議事参与の制限となっておりますので、菊地会長職務代理者に議長を交代いたします。菊地会長職務代理者よろしくお願いいたします。

(中山会長から菊地会長職務代理者に議長席を交代する)

1. 議 長 (菊地会長職務代理者)

議案第 4 号の受付番号 90 番、91 番につきましては、中山会長が議事参与の制限となっておりますので、私、菊地が議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、中山会長は退席をお願いいたします。

(中山会長退席)

1. 議 長 (菊地会長職務代理者)

それでは審議いたします。受付番号 90 番、91 番についてご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (菊地会長職務代理者)

質問がないようですので、採決いたします。議案第 4 号の受付番号 90 番、91 番については、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (菊地会長職務代理者)

ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により議案第 4 号の受付番号 90 番、91 番は原案のとおり許可することに決定いたしました。

審議が終了しましたので、中山会長の復席をお願いします。

(中山会長復席)

1. 議 長（菊地会長職務代理者）

中山会長が議事参与の制限となっておりました、受付番号 90 番、91 番につきましては、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ここで、議長を中山会長と交代させていただきます。

（菊地会長職務代理者から中山会長に議長席を交代する）

1. 議 長（中山会長）

それでは、引き続き議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上審議の結果、議案第 4 号は全て原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の（案）を削除願います。

1. 議 長（中山会長）

続いて、議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について（中間管理事業）」をご説明いたします。27 ページの農用地利用集積等促進計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が 9 筆で、16,037 m²です。貸し手が 5 人、借り手が 1 団体となります。

権利の設定開始は、令和 7 年 1 月 1 日からとなります。

詳細につきましては、28 ページの農用地利用集積等促進計画一覧（農地中間管理事業）をご覧ください。説明は以上です。

1. 議 長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。

議案第 5 号について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第 5 号について、原案のとおり許可す

ることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (中山会長)

はい、ありがとうございます。議案第5号は全員賛成により、原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の(案)を削除願います。

1. 議 長 (中山会長)

続いて、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局 (大久保事務局長補佐)

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」を説明します。こちらにつきましても29ページの農用地利用集積等促進計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が9筆で、16,037㎡です。貸し手が5人、借り手が1人となります。

権利の設定開始は、令和7年1月1日からとなります。

詳細につきましては、30ページの農地中間管理事業 農用地利用集積等促進計画(案)一覧をご覧ください。こちらにつきましては、市から意見を求められているものでございます。説明は以上です。

1. 議 長 (中山会長)

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。議案第6号の受付番号1番から9番は、10番榎田委員が議事参与の制限となっておりますので、榎田委員の退席をお願いします。

(榎田委員退席)

1. 議 長 (中山会長)

それでは審議します。議案第6号の受付番号1番から9番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第6号の受付番号1番から9番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第6号の受付番号1番から9番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。榎田委員の復席をお願いします。

（榎田委員復席）

1. 議 長（中山会長）

以上審議の結果、議案第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。資料の（案）を削除をお願いします。

1. 議 長（中山会長）

議案は以上でございます。続いて、報告事項に入ります。報告事項3件について一括して事務局より報告願います。

1. 事務局（千葉事務局長）

報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」をご報告いたします。議案書は31ページをご覧ください。

今回の転用届出に対する専決処分は、谷井田地区が1件となります。

申請理由は、自己住宅建築のための所有権移転が1件となっております。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告いたします。議案書は32、33ページをご覧ください。

今回の合意解約は10件となります。

解約理由は、土地所有者本人が自作するためのものが5件、耕作者変更のためのものが2件、中間管理事業に変更するためのものが2件、農地法第3条申請のためのものが1件となっております。

続きまして、報告事項③「制限除外の農地の移動届について」をご報告します。議案書は34ページをご覧ください。

今回の移動届は2件となります。

申請理由は、消防署建築のためのものが2件となっております。

報告は以上です。

1. 議 長（中山会長）

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議案は、すべて終了しました。

これで、11月定例総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名押印する。

令和6年11月11日

つくばみらい市農業委員会

議 長

⑩

議事録署名委員

⑩

議事録署名委員

⑩